

IFRIC Review

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

目次

主たる決定事項

- IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」－特定日に市場に参加することに対して請求される税金
- IFRS 第 10 号「連結財務諸表」－経過措置の要求「適用開始日」の意味

委員会の議論の要約

- IFRS 第 3 号「企業結合」－新しく形成された企業を伴う企業結合：取得企業の識別に影響を及ぼす要素
- IFRS 第 3 号「企業結合」－新しく形成された企業を伴う企業結合：共通支配下の企業結合
- IFRS 第 3 号－逆取得における取得企業
- IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」－個別財務諸表上のグループ再編
- IAS 第 12 号「法人所得税」－回収方法を決定するための反証可能な推定
- IAS 第 12 号「法人所得税」－コーポレート・ラッパー
- IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」－初度適用企業に対する将来に向かっての適用規定
- IFRS 第 8 号「事業セグメント」－事業セグメントの集約および最高経営意思決定者の識別
- IAS 第 16 号「有形固定資産」－「受領可能となる」ときの補填の認識
- IFRS 第 3 号「企業結合」－事業の定義
- IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」－ジョイント・オペレーションに対する持分の取得
- IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」－企業結合キャッシュ・フロの分類

管理セッション

-

2011年9月8日および9日の国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee) 会合の要約

主たる決定事項

IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」－特定日に市場に参加することに対して請求される税金

委員会は、負債を生じる事象を識別するために、特定日に市場に参加することに対して請求されるその他の税金 (Levies) に対して、IFRIC 第 6 号「特定市場への参加から生じる負債－電気・電子機器廃棄物」が、類推により適用されるべきかどうかについて明確にする要請を受けた。明確化についての本案請は、特定日において企業がある活動に参加することを条件とする税金について、負債の認識時期に関連するものである。

2011年7月の会合で、委員会は、法律により特定された日の活動への参加とその他の以前の事象がより早い義務を形成するかどうかのいずれかを債務発生事象として識別するかについて議論した。

2011年9月の会合で、委員会は継続して議論し、この論点について開発されいかなるガイダンスも、範囲を当局により請求された税金に限定すべきであることを決定した。当該ガイダンスは、民間の契約上の取決めに関連する支払いを取り扱うことはない。推定的債務、すなわち IAS 第 37 号の負債は、企業が翌期に市場に参加するという経済的強制がある場合には生じないであろう。同様に、税金を支払う義務は、資産を自動的に生じさせない。

委員会はスタッフに、次の会合での議論のために次の項目を調査するように指示した。

- 負債の認識と測定を明確に区別する際に、債務発生事象は、ある時点で、または特定の状況では時間の経過により生じるのかどうか。

- ・ 当該義務が複数の期間にわたる活動に関連する場合、IAS 第 37 号での現在の義務を生じさせる債務発生事象とは何か。
- ・ 当局との交換取引と非交換取引とを明確に区別する際に、税金を支払う義務が、費用との比較で資産と関連するのはどのような状況か。
- ・ 税金に類似する支払いとライセンスに類似する支払いとを、区別することができるかどうか。
- ・ IAS 第 12 号「法人所得税」における原則が税金に関連しているか。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」—経過措置の要求「適用開始日」の意味

委員会は、IFRS 第 10 号の経過措置の要求の「適用開始日」の意味を明確にする要請を受けた。当該論点は、IFRS 第 10 号の「適用開始日」が、企業が IFRS 第 10 号を適用する最初の報告期間(すなわち、当報告期間)の期首、または企業が IFRS 第 10 号を適用する最初の財務諸表で表示される最も早い期間の期首を参照するのかを検討した。

委員会は、IFRS 第 10 号の一般的な経過措置の要求が遡及適用を要求しており、例外規定がないため、委員会は、表示される最も早い期間の期首から IFRS 第 10 号の適用を予想することを認識した。委員会は、IFRS 第 10 号の「適用開始日」の定義が存在しないことを認識し、それが、IFRS 第 10 号のドラフト作成時における IASB の意図であったならば、IASB が例外を提供することを提案した。したがって、委員会は、IASB が年次改善を通してこの論点を対処するのではなく、IFRS 第 10 号に対する別個の改訂としてこの論点を対処することが最もよいであろうと決定した。委員会はまた、用語集に「適用開始日」の定義を提供すべきであると提案した。

アジェンダの決定

委員会のアジェンダに追加されない論点

IFRS 第 3 号「企業結合」—新しく形成された企業を伴う企業結合: 取得企業の識別に影響を及ぼす要素

IFRS 第 3 号「企業結合」—新しく形成された企業を伴う企業結合: 共通支配下の企業結合

IFRS 第 3 号「企業結合」—逆取得における取得企業

IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」—個別財務諸表におけるグループ再編

暫定的なアジェンダの決定

委員会のアジェンダに暫定的に追加されない論点

IAS 第 12 号「法人所得税」—回収方法を決定するための反証可能な推定

IAS 第 12 号「法人所得税」—コーポレート・ラッパー

他に検討される論点

現行の IFRS に対する改訂が IASB に提案される論点

IFRS 第 1 号「IFRS の初度適用」－初度適用企業に対する将来に向かっての適用規定

IASB との更なる議論が提案される論点

IFRS 第 8 号「事業セグメント」－事業セグメントの集約と最高経営意思決定者 (CODM) の識別

年次改善プロジェクトとして IASB に提案されない論点

IAS 第 16 号「有形固定資産」－「受領可能となる」ときの補填の認識

仕掛中の論点

IFRS 第 3 号「企業結合」－事業の定義

IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」－ジョイント・オペレーションに対する持分の取得

IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」－企業結合におけるキャッシュ・フローの分類

委員会の議論の要約

IFRS 第 3 号「企業結合」－新しく形成された企業を伴う企業結合: 取得企業の識別に影響を及ぼす要素

委員会は、IFRS 第 3 号で企業結合の取得企業を識別するときに、関連する状況または要素に関するガイダンスについての要請を受けた。本要請は、グループが新しい企業 (Newco) を使用してその子会社の 2 つをスピン・オフする計画を行うという事実パターンを含む。Newco が、Newco の新規株式公開 (IPO) が起こることを条件に、親会社 (企業 A) から現金でこれらの子会社を取得する。子会社を取得するため、Newco により企業 A に支払われた現金は、IPO を通じて生じることになる。IPO 後、企業 A は Newco の支配を喪失することになる。当該 IPO を完了し得ない場合、支配の変化は生じないことになる。

委員会は、新しく形成された企業の創設を伴う当該特定の事実パターンは解釈指針または年次改善を通じて対処されるには広すぎると認識した。委員会は、共通支配下の企業結合に関する会計処理の論点、実務上の多様性と共に広がりがあると考えているが、共通支配下の企業結合に関する会計処理は、共通支配下取引のより広いプロジェクトの一環として、IASB によって最善の対応がなされるものであると考える。

結果として、委員会はこの論点をアジェンダに追加しないことに決定し、特定の事実パターンが、共通支配取引における予想される将来のプロジェクトの一環として IASB が検討することを提案した。

IFRS 第 3 号「企業結合」－新しく形成された企業を伴う企業結合: 共通支配下の企業結合

委員会は、共通支配取引の会計処理に関するガイダンスについての要請を受けた。特に、委員会が検討した要請に要約された事実パターンは、株主 A に全部所有されている親会社(企業 A)が、株主 A に同じく全部所有されている新しい企業(Newco)に事業を移転する取引を説明するものである。本提案は、Newco に対する事業の移転時の会計処理、および Newco の形成後生じるかもしれない IPO が、取引を分析する際に関連すると考えられるかどうかの両方について、明確にすることを要請した。

委員会は、共通支配下取引に関する会計処理の論点が実務上の多様性と共に広がりがあると考えているが、共通支配取引に関する会計処理は、解釈指針または年次改善を通して対処されるには広すぎであり、共通支配下取引のより広いプロジェクトの一環として、IASB によって最善の対応がなされるものであると考えている。

結果として、委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことに決定し、特定の事実パターンは、共通支配取引の予想される将来のプロジェクトの一環として IASB が検討することを提案した。

IFRS 第 3 号—逆取得における取得企業

委員会は、取得企業が「法的な企業」である必要はないことを暗示する IFRS 第 3 号 B19 項のガイダンスを引用して、法的な企業でない事業が IFRS 第 3 号の逆取得における取得企業と考えることができるかどうかに関するガイダンスについての要請を受けた。

委員会は、IFRS と IASB の「概念フレームワーク」は、「報告企業」が法的な企業であることを要求していないこと、そして報告企業であるが法的な企業ではない取得企業が、逆取得における取得企業であると見なすことができることを示した。

委員会は、この論点は広がりがないと考えており、したがって、この論点をアジェンダに追加しないことに決定した。

IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」—個別財務諸表上のグループ再編

委員会は、IAS 第 27 号(2008 年改訂)38 項(a)または IAS 第 27 号(2011 年改訂)10 項(a)に従って、グループ内で新たに中間親会社として設立された企業が、個別財務諸表において、子会社に対する投資を取得原価で会計処理する場合、どのようにこの投資の取得原価を算定するかを明確にする要請を受けた。本要請は、新しい中間親会社が複数の子会社を有することになるグループ再編を取り扱うものである。

委員会は、新しいグループと従前の企業またはグループの資産および負債が、再編の直前と直後で同じでないため、IAS 第 27 号(2008 年改訂)38B 項および 38C 項または IAS 第 27 号(2011 年改訂)13 項および 14 項のガイダンスは、新しい中間親会社が複数の子会社を有することになるグループ再編に直接適用することはできないことを認識した。IAS 第 27 号(2008 年改訂)38B 項および 38C 項または IAS 第 27 号(2011 年改訂)13 項および 14 項の適用は、新しいグループと従前のグループ(または、従前の企業)の資産および負債が、

再編の直前と直後で同じである場合に限定される。さらに、IAS 第 27 号(2008 年改訂)38B 項および 38C 項または IAS 第 27 号(2011 年改訂)13 項および 14 項におけるガイダンスは、IAS 第 27 号(2008 年改訂)38 項(a)または IAS 第 27 号(2011 年改訂)10 項(a)で、子会社に対する投資の取得原価を算定する通常的基础に対する例外であるため、このガイダンスは新しい中間親会社が複数の子会社を有する結果となる再編に類推により適用はできないことを委員会は認識した。したがって、本要請に記載されている再編について、IAS 第 27 号(2008 年改訂)38 項(a)または IAS 第 27 号(2011 年改訂)10 項(a)で、子会社に対する投資の取得原価を算定する通常的基础が適用されなければならない。

IAS 第 27 号(2008 年改訂)および IAS 第 27 号(2011 年改訂)におけるガイダンスを前提として、委員会はこの論点をアジェンダに追加しないことに決定した。

IAS 第 12 号「法人所得税」—回収方法を決定するための反証可能な推定

委員会は、投資不動産の回収方法の推定が、IAS 第 12 号(2010 年改訂)51C 項に従って反証が可能な状況を明確にする要請を受けた。特に、51C 項は、繰延税金資産または負債が IAS 第 40 号で公正価値モデルを使用して測定される投資不動産から生じる場合、投資不動産の帳簿価額が売却を通じて回収されるという反証可能な推定があることを認識する。委員会は、その推定が 51C 項で記載されている以外の場合において、反証可能かどうかを明確にする要請を受けた。

委員会は、当該推定を乗り越えるための十分な証拠があるときに、当該推定が反証可能であることを認識した。51C 項は反証可能な推定として表現され、「その場合およびその場合にのみ」と記載することによる推定の反証の前置きがないことを考えれば、委員会は、その結論を支持する十分な証拠が入手可能であるならば、当該推定が 51C 項で記載される以外の状況において反証可能であると考えた。

委員会は、51C 項で反証可能な推定を導入する目的が、51 項の予想される回収方法を決定する際の主観性を取り除くことであったことを認識した。その結果、当該推定が反証される場合、その結果生じる繰延税金は、二重の目的的分析(すなわち、使用および売却を通じた帳簿価額を分離した回収)を基礎とするのではなく、使用を通じて資産全体の帳簿価額の回収を反映すべきであると、委員会は考えている。

委員会は、IAS 第 12 号は明確であり、この論点における実務上の多様性は現れるはずはないと考える。結果として、委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。委員会は、2011 年 11 月の委員会の会合で、この暫定的な決定を再検討する予定である。

IAS 第 12 号「法人所得税」—コーポレート・ラッパー

委員会は、単一の資産を保有する子会社を所有する企業が、IAS 第 12 号 11 項に記載される税務基準額または資産を保有する企業の株式の税務基準額を使用して繰延税金を算定すべきであるかどうかを検討する要請を受けた。資

産それ自体を売却するよりも、資産を保有する企業の株式を売却することにより資産が実現することが一般的であるため、この疑問が生じている。

委員会は、IAS 第 12 号 15 項および 24 項が、一定の条件が満たされる場合を除き、資産に関連するすべての一時差異について繰延税金の認識を要求することを認識した。委員会はまた、IAS 第 12 号 39 項が、一定の条件が満たされない限り、基礎となる資産を保有する子会社に対する投資に関連するすべての一時差異について繰延資産の認識を要求することを認識した。最後に、委員会は、IAS 第 12 号 7 項および 38 項は、それらの一時差異を算定するために使用される税務基準額が、基礎となる資産および基礎となる資産を保有する企業の株式に対する投資の両方に関連するものであることを要求していることを認識した。その結果、委員会は、たとえ企業が資産を保有する企業から別個に資産を処分することを予期していない場合でも、当初認識の例外が適用されない限り、基礎となる資産に関連する一時差異についての繰延税金の認識を回避できないと考えている。

委員会は、IAS 第 12 号の要求は、この分野において明確であると考えているが、この論点のより広い懸念は、IASB によって最善の対処がなされるであろうことを認めた。その結果、委員会は、この論点をアジェンダに追加しないことを暫定的に決定し、2011 年 11 月の委員会の会合で、この暫定決定事項を再検討する予定である。

IFRS 第 1 号「国際財務報告基準(IFRS)の初度適用」—初度適用企業に対する将来に向かっての適用規定

IASB は委員会に、既存の IFRS 財務諸表作成者に提供しているものと、同一の将来に向かっての適用規定を初度適用企業に許容するために、IFRS 第 1 号を改訂する要請のレビューを依頼した。例えば、最近の一部の IFRS への年次改善は、既存の IFRS 作成者に対し将来に向かっての適用を要求または容認しているが、対応する IFRS 第 1 号の改訂はなされていない。

スタッフにより識別された例は、IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府補助の開示」への改訂に関連するものであるが、IFRS 第 1 号を改訂しなかった。委員会は、既存の IFRS 作成者に提供されているものと同一の将来に向かっての適用に首尾一貫して、初度適用企業が IAS 第 20 号 10A 項を将来に向かって適用することを許容するために、IFRS 第 1 号の改訂を提案するかどうかを議論した。スタッフは、2011 年に IFRS を採用する企業が改訂から便益を得ることができるようプロセスを早めるため、IFRS 第 1 号への改訂は、年次改善プロジェクトの外で行うことを要請することを計画している。本改訂は、2011 年にすでに IFRS に移行し四半期報告書を作成した他の企業が、年次財務諸表を修正することが要求されないような、任意の免除の形式となる。

委員会は、IASB がスタッフ提案に従って IFRS 第 1 号を改訂することを提案する決定を行った。

IFRS 第 8 号「事業セグメント」—事業セグメントの集約および最高経営意思決定者の識別

2011 年 7 月の会合で、委員会は、集約規準を適用し、最高経営意思決定者 (CODM) を識別する際の IFRS 第 8 号への改善について IASB が受領した要請をレビューした。委員会は、IFRS 第 8 号への改訂を提案しないが、この論点が IFRS 第 8 号における導入後レビューで検討されるべきであることを、IASB に提案する決定を行った。

2011 年 9 月における委員会の会合で、委員会は、より早急に当該論点を進展させるために、年次改善プロジェクトの一環として当該論点を含めることを勧める関係者のフィードバックを議論した。委員会は、(a) 12 項の「類似の経済的特徴」の意味、(b) 12 項の (a) から (e) の副パラグラフの類似セグメントを識別するための規準および (c) 7 項に含まれる CODM の定義が CODM グループから非常勤役員を明示的に除外するかどうかを含め、年次改善プロジェクトに含める可能性について IFRS 第 8 号の潜在的な構成要素を検討した。

スタッフは、2011 年 9 月における IASB の会合で、委員会の審議結果を IASB に更新する予定である。

IAS 第 16 号「有形固定資産」—「受領可能となる」ときの補填の認識

委員会は、(例えば、自然災害の結果として) 減損または滅失した保険付き有形固定資産 (PPE) について、補填の認識タイミングを明確にする要請を受けた。この種の補填についての認識の要求は、IAS 第 16 号 65 項に説明されている。しかし、本要請は、この補填が「受領可能となる」ときについて明確にされていないことを指摘した。

委員会は、「受領可能となる」という用語が IFRS 内で十分に理解されており、当該用語が明確にされる必要はないことを認識した。委員会はまた、重要な実務上の多様性は存在せず、重要な実務上の多様性が将来に現れることも予想されないと認識した。結果として、委員会は、IASB がこの論点を年次改善プロジェクトに追加すべきでないと提案する決定を行った。

IFRS 第 3 号「企業結合」—事業の定義

委員会は、比較的単純な関連したプロセスにおける資産が IFRS 第 3 号の事業の定義を満たすかどうかについて明確化の要請を受けた。本要請は、清掃、メンテナンスおよび管理サービス (例えば、賃料の回収) のような関連プロセスと、複数のテナントとのさまざまな期間のリース契約を有する単一の投資不動産の取得の設例を強調した。本要請は、一部では、サービスを提供する義務のあるそのような投資不動産の取得が IFRS 第 3 号で定義されるような企業結合であると考えられるものの、他では、それが単一の投資不動産の取得であると考えられることを指摘した。

委員会は、IFRS 第 3 号「企業結合」と IAS 第 40 号「投資不動産」が互いに排他的ではなく、したがって、投資不動産を取得する企業は、それが IFRS 第 3 号付録 A で定義される事業の定義を満たすかどうかを検討すべきであることを認識した。委員会は、IAS 第 40 号 11 項から 14 項における付随的なサービスのガイダンスが、自己使用不動産から投資不動産を定義することを意図してい

ること、および単一の資産の取得から企業結合を定義することを意図していないことを認識した。企業結合とは別に取得された投資不動産は、IAS 第 40 号に従って原価で認識されることになる一方で、企業結合で取得された投資不動産は、IFRS 第 3 号に従って公正価値で取得日に認識されることになる。

委員会はスタッフに、この項目の更なる明確化を提供するために、年次改善プロセスを通じて、IAS 第 40 号に対し明確化が可能かどうかを分析するように指示した。委員会は、また、投資不動産の明確化について、この要請の範囲に特定される投資不動産の取得に限定されず、ある取得が事業の定義を満たすかどうかを決定する際の混乱を認めた。委員会は、この論点はその活動の範囲を超える広い論点であり、IFRS 第 3 号における導入後レビューの一環として IASB によって対処がなされるべきであると考えている。しかし、導入後レビューの一環としての洞察を IASB に伝えることを目的として、委員会はスタッフに、米国の会計基準設定主体である財務会計基準審議会 (FASB) のスタッフとの討議を継続し、事業の定義について他のインダストリー・セクターの利害関係者へのアウトリーチを継続することを指示した。

スタッフは、将来の会議で、この追加的な作業の結果を提示する予定である。

IFRS 第 11 号「ジョイント・アレンジメント」—ジョイント・オペレーションに対する持分の取得

委員会は、共同支配の営業活動または資産、もしくはジョイント・オペレーションの基礎となる営業活動および資産が事業を構成する場合に、IAS 第 31 号「ジョイント・ベンチャーに対する持分」における共同支配の営業活動または資産に対する持分の取得に係るベンチャーによる会計処理、および IFRS 第 11 号に定義されるように、ジョイント・オペレーションに対する持分の取得に係るジョイント・オペレーターによる会計処理の明確化の要請を受けた。

委員会は、ジョイント・オペレーションの営業活動が IFRS 第 3 号に定義される事業を構成する状況で、ジョイント・オペレーションに対する持分の取得を会計処理する際に、不確実性が存在することを認識した。審議において、ジョイント・オペレーションの営業活動が事業を構成するジョイント・オペレーションに対する持分を、ジョイント・オペレーターが取得する場合、ジョイント・オペレーションの特定の資産および負債に対して IFRS 第 3 号が適用されることが要求されるかどうかについては、委員会は結論に到達しなかった。IFRS 第 3 号は企業結合に適用される一方で、取得企業はジョイント・オペレーションに対する持分の取得によって事業の支配を獲得していない。

IFRS 第 11 号の適用を受けて、将来に予想される実務上の多様性を限定するために、委員会はスタッフに、企業が事業を構成するジョイント・オペレーションに対する持分を取得する場合に、シナジーに対し支払われたプレミアムが他の IFRS の個別の資産として認識できるかどうか、または IFRS 第 3 号が類推によって適用されるべきか、そして追加的なガイダンスがこの論点において開発されるべきであるかどうかを分析するように指示した。

さらに、委員会は、IASB が IAS 第 31 号を IFRS 第 11 号に置き換える決定をしたときに、「ジョイント・ベンチャーの設立」についての IFRS 第 3 号 2 項 (a) の範囲除外における文言を変更しなかったことを認識した。IASB が IFRS 第 3 号の範囲を変更することを望まなかったこと、そして IFRS 第 11 号が異なる種類のジョイント・アレンジメントを再定義し、名前を変更したため、IFRS 第 3 号 2

項(a)は「ジョイント・アレンジメントの設立」を言及する改訂がなされるべきであったということが、委員会の理解である。委員会はスタッフに、この論点が年次改善プロセスを通して対処可能かどうかを検討することを指示した。

スタッフは、将来の会合で、その分析および年次改善のドラフトを提示する予定である。

IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」—企業結合キャッシュ・フローの分類

委員会は、IAS 第7号の繰り延べられた対価および条件付対価の分類のガイダンスについての要請を受けた。本要請は、条件付対価の決済がキャッシュ・フロー計算書において営業、投資または財務活動として分類されるべきであるか、そして企業結合における繰り延べられた対価の事後の決済がキャッシュ・フロー計算書において営業、投資または財務活動として分類されるべきであるかどうかに関して、明確化を要請するものである。

委員会はスタッフに、当該論点が実務上の多様性と共に広がりがあることを検討し、当該論点が年次改善プロセスを通して解決可能かどうかを決定するために、これらの論点における追加のリサーチを実施することを指示した。スタッフは、将来の会合で、追加的な分析を提示する予定である。

管理セッション

委員会における残る論点のレポート

委員会は、IASBによって現在議論されている2つのプロジェクト(収益およびリース・プロジェクト)に対する論点の相関関係を前提として、2つの論点の追加的な作業を延期することとした。延期された委員会の論点は、以下の項目を含んでいる。

- ・ IFRIC 第15号「不動産建設に関する契約」:「継続的な移転」の明確化:
本提案は、集合住宅の販売との関連でIFRIC 第15号17項における「継続的な移転」の概念の意味および適用の明確化を要請するものである。
- ・ IAS 第16号「有形固定資産」:PPE および無形資産の条件付価格設定:
本提案は、PPE および無形資産の単一項目の無条件の購入に係る条件付価格設定をどのように会計処理するかについての明確化を要請するものである。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファーム各社(有限責任監査法人トーマツおよび税理士法人トーマツ、ならびにそれぞれの関係会社)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス等を提供しております。また、国内約40都市に約7,000名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスをさまざまな業種の上場・非上場クライアントに提供しています。全世界150カ国を超えるメンバーファームのネットワークで、ワールドクラスの品質と地域に対する深い専門知識により、いかなる場所でもクライアントの発展を支援しています。デロイトの約170,000人におよぶ人材は“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細はwww.tohmatsu.com/deloitte/をご覧ください。